

平成31年2月8日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成31年2月8日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦 清人君

出席委員（15名）

委員長	山内 昇一君	
副委員長	後藤 伸太郎君	
委 員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	佐藤 正明君	及川 幸子君
	村岡 賢一君	今野 雄紀君
	高橋 兼次君	星 喜美男君
	菅原 辰雄君	山内 孝樹君
	後藤 清喜君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局（なし）

事務局職員出席者

事務局長	三浦 浩
総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

午前10時00分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開催いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、私から一言挨拶を申し上げます。

皆さん、おはようございます。暦の上では立春が過ぎたわけでございますが、まだまだ寒い日が続きまして、インフルエンザ等の対策にも十分気をつけていただきたいと思います。

平成31年明けまして、本日第1回目の特別委員会となっております。この後の調査審議についてはスムーズにいきますよう、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日の会議は、東日本大震災対策特別委員会に付託されました請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書、及び請願7の2、東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書について審査するため開催するものであります。

まず、本日の進め方ですが、1件ごとに進めてまいりたいと思いますが、通常の請願審査の流れに従い、当該請願についての説明の後、質疑、討論、表決の順でそれぞれ審査してまいりたいと思います。このように取り進めることについてご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書についてを議題といたします。

初めに、当該請願書に対する説明を求めます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書についてご説明を申し上げます。

お配りいたしております資料の1ページ目をごらん願います。

本請願につきましては、昨年12月に開催されました平成30年第7回南三陸町議会定例会において、東日本大震災対策特別委員会に付託をされたものでございます。

それでは、請願7の1の請願者並びに請願の趣旨の部分を読み上げます。

請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書。

請願者は、右下に記載がありますとおり、株式会社阿部長商店南三陸ホテル観洋代表取締役副社長阿部隆二郎氏。紹介議員は、倉橋誠司議員となっております。

それでは、趣旨の部分を読み上げさせていただきます。

東日本大震災前の当社所有の高野会館周辺は、南三陸町志津川地区の中心地であり、道路も3方に面し、安全性、利便性も確保された場所であった。震災直後から高野会館周辺道路の整備を町に重ねてお願いしていたが、町が提示している道路計画は、転回所もなく安全性、利便性は全く考慮されていない。災害復旧は原状復旧が基本で、道路整備計画の中で安全性は特に優先すべき事項であるので、以下の高野会館周辺の交通インフラ復旧整備等を請願する。

①国道45号から高野会館への取りつけ道路が急カーブ、急な下り坂のため、震災前と同じ幅員で歩道を整備し、あわせてバスが10台ぐらい進入し、行きどまりでなくスムーズにバスが発進できる転回所を設け、高野会館と南三陸町震災復興祈念公園エリア、さんさん商店街を鎮魂と防災の回廊として周遊できる道路を整備すること。

②復興計画にあった高野会館と商業エリアを結ぶ港橋を震災前同様生活道路とし、そして有事の際の避難道としてこれを車道橋として復旧すること。理由については記載のとおりでございます。

なお、このうち②の部分についてでございますが、こちらは昨年12月に開催されました第7回南三陸町議会定例会におきまして、関連する議案第144号港橋撤去橋梁災害復旧工事に係る工事請負契約の締結についてが原案どおり可決されておりましたことから、みなし不採択という取り扱いになります。このことにつきましては、南三陸町議会先例及び運営基準の第138項に記載のとおりでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

したがいまして、①についてのみ審査をしていただくことになります。

以上、請願7の1の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） 事務局長による説明が終了しましたが、補足したいことがあれば、紹介議員としての説明を求めます。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 2番倉橋です。おはようございます。

私、紹介議員としてちょっと補足説明をさせていただきます。

②番の件で、ちょっと今回は議題にのせないということで一応説明がありました、また違った方法でも検討はしていきたいと思っていますので。

①のほうについて、基本的にこれは安全性を我々心配しているというところでございまして、私どもも、私も個人的にというか一員として語り部活動というのをやっております。私は

特に外国人担当のほうでご案内しているんですが、実際にあのあたりにバスで行くと、私なんか前でマイクを持ってやることがあるんですが、道路も舗装されていないし、急な下り坂であったり急なカーブがあって、ちょっと怖い目に遭うということもあります。特に天候の悪いときなんかはそういう危険性が高いというのもありますし、ですからこういった安全性を求めるという請願者の意向に賛成しております。

請願者のほうは何度となく、もう10回以上になるようですが、町のほうにはインフラ整備をお願いはしてきたようですけれども、ところが余り具体的な回答が返ってきていないところで、去年の別の請願書の中でもこの道路工事、インフラ整備のことについても話に出ましたけれども、その際にもこういった参考資料というか図面が出ておりました。皆さんのお手元にも配られているはずです。この図面も、見ると本当にもう行きどまりで、大型バスが方向転換するようなこともできない、そういう図面になっています。これを具体的に誰がつくったのか、そのあたりも明確になっていないような状況でした。私、ちょっと建設課のほうにも聞いてみたんですけども、誰がこの図面を書いたのかも余りはつきりしない状況でした。

ですから、この高野会館のある汐見町一帯の復興計画そのものの自体がまだ具体化されていないというようなこともありますし、ネイチャーセンターも結局は戸倉公民館の2階ということで、この話も消えたと。ですから、この汐見町一帯をどうするのか、町側のほうでは何も考えていないんじゃないかというふうにも思うわけですね。

ですから、そういう復興期間もあと2年少しですけれども、ここも含めてこの汐見町一帯のインフラをどう考えるのであるか、そのあたりを皆さんに議論いただきたいと思いまして、私の補足説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 今までの説明に対しまして、聞きたいことがあれば伺っていただきま
す。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

2点ほどちょっと疑問が残るんですけれども、現在はそういう狭い状況だということが目に見えてわかります。町として何をしなきゃいけないのか、考えていかなきゃならないのかということを考えた場合、やはり皆さんここにいる方たちは、震災前のあの場所、高野会館があった場所、記憶の中にはあると思います。かなり広い道路がありました。そして平らなところがありました。それが現在10メートル上がってああいう環境になりました。ということは、すごく民間さんにしてみればマイナスでございます。これは一町民ということを考えた場合、民間であっても同じ立場だと思います。だから、町ではそういうことまで配慮しなきゃならないの

かなという思いがあります。だから、皆さんもこのことを考えるには、以前の状況を踏まえてものの考え方をしていただきたいと思います。

それからもう一点は、この中の理由なんですけれども、公園エリアから外されたということにも疑義があると思うんです。突然祈念公園エリアの対象から外し、その際町は、公園事業等の対象とならない土地は権利者の意向を踏まえ現在の場所での土地活用できるよう支援する、ということを文書で通知をしていた。文書で通知しているながらこういう状況だということは、ちょっと疑問が残ります。なので、その辺を皆さん考慮しながら、町としてどのようなことをしていかなきゃならないかということを考えていきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。（「委員長、いいですか」の声あり） はい。

山内委員。

○山内孝樹委員 今請願7の1の、事務局をして朗読をしていただいた、紹介議員の倉橋委員への聞きたいことがあれば伺ってくださいという委員長の進行ですが、今のは聞きたい理由か伺いたい理由か、意に沿わないんじゃないでしょうか。なぜということで、紹介議員への説明とはちょっととかけ離れていると思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 及川委員のお話は、私も説明したとおり、紹介議員の説明に対し伺うということで、討論ではございませんので、簡明に、そしてその要点だけについてお話ししただけだと思います。

後藤委員。

○後藤伸太郎委員 及川委員何もないようですので、私のほうから別な質問をさせていただいてもよろしいですか。

請願7の1についてですけれども、何点か詳細にお考えを伺わなければいけないところがあるのかなと思います。

大きく分けると3点かなと思うんですけども、1つは、請願の趣旨の部分ですね。①の部分ですけれども、何点か実現可能かどうかということも含めてこの整備をお願いしたいということですけれども、一体じゃあどの程度の整備をしてほしいと請願者の方はお考えなのかなということを、ご存じでしたらお伺いしたいなと思います。内容を読みますと、震災前と同じ幅員で歩道を整備、それからバスが10台ぐらい進入、それから転回所を設け、さらに高野会館と南三陸町震災復興祈念公園エリア、さんさん商店街を鎮魂と防災の回廊として周遊できる道路を整備と。この4つが具体的な部分かなと思うんですけども、先に私のほうの疑問点を申し上げますと、歩道と幅員と転回所に関してはイメージがしやすいかなと思うんですが、最後の

周遊道路ですね、高野会館周辺という部分が一体どこまでを指すのかと。さんさん商店街、祈念公園エリアまで含めるということですと、大分大がかりな部分についても新しい道路をつくりほしいという請願なのかなとも読めますので、そのあたりがどの程度のものをお考えなのか。以前の請願ですと国道45号にトンネルを掘ってというようなお話もありましたが、そういうことも含めて実現可能な範囲なのかどうかということも委員会としては検討すべきかと思いますので、お考えをお伺いしたいというのがまず一つです。

それからもう一つ、委員会で請願を審査、採択か不採択かと考える際には、多くの町民の皆さんがそう望んでいるよということも、1つ材料としては欲しいかなというふうに考えます。町民に限らず、例えばその語り部バスでご来町いただいている町の外の方ということでもあるかもしれません、ホテル観洋さんのみならず、あの周辺に土地をお持ちの方などもそういったことを言っているよというようなお話があれば、ちょっと紹介していただければ助かるなというふうに思うのが2点目です。

もう一つは、請願されているご本人もこの請願をぜひ採択していただきたいという思いは強くお持ちだと思うんですけれども、例えばこの請願を採択することによって、町の復興工事そのもの、もしくはその周辺の道路整備、防潮堤工事等に著しいおくれが生じたりとか、あとはここまで計画を決定してきた部分が大きく変更されるというようなことは本意ではないのではないかなど私は推察するところですけれども、そのあたり、いやいやたとえ大がかりな変更があることになって工事自体が多少延期になってしまって、これは請願として、我々の願意としてぜひ聞き届けていただきたいんだというような思いなのか。そこをちょっとどういう感触なのか、どういうお考えなのかということを、紹介議員としての見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 紹介議員としまして思っているところでございますけれども、まずさんさん商店街との関係性ですけれども、前回の請願書の中では、国道45号線の下にトンネルを掘って急な階段を上ったりとかそういうことがないような形でさんさん商店街あたりとつなげるのがベストだという考えでいたわけですけれども、それがベストだとは今でも思っています。もしこれが技術的にできるんであれば、ぜひやっていただきたい。技術的にはやっぱり無理だといふんであれば、別の手立て、例えば今45号線から築山のほうに抜けられるような、45号線の高さまで一旦上がって、県道志津川登米線のほうにつながる道路がありますけれども、そちらを経由してまた防災対策庁舎、それからさんさん商店街へつながるようなルートができればよいのかなというふうには思います。

あとは、町民あるいは利用者の同意があるのかという点ですけれども、私も町民全員の意見とかそこまで聞けるほどることはできておりませんけれども、私の関係するあたりの町民の方々の話を聞くと、やっぱりこの高野会館、これは残すべき震災遺構であり、これが交流人口の拡大にもつながっているということで、町民の方からも評価をいただいているし、それから町外の方、旅行者の方、語り部バスが終わった後感想なんかを聞くと、あれはぜひ残してほしいというようなコメントもいただいておりますし、手応えはあるというふうに考えております。本当に前向きなご意見が多いです。否定的な意見をいただいたことは今まで一度もありません。それぐらい断言できる、本当に南三陸町にあるべき震災遺構であるというふうに私自身確信をしております。

これをインフラ工事することによって現在進んでいる復興工事に影響が出ないかどうか、その辺の心配についてですけれども、そのあたりをちょっと復興推進課とも話をしながら、あるいは建設課とも話をしながら、ちょっと具体的な影響があるのかどうか、この辺は担当課、執行部と確認をしていかないといけない部分ではあると思いますが、とはいっても汐見町一帯、何も工事進んでいないですよね。防潮堤もでき上がっていませんよね。ですから、まずそのグランドデザインから逆に進めていただかないといけない部分でもありますし、本当にこれをきっかけにして復興を進めていっていただきたい。

現在、防潮堤をつくるとは言っていますが、はっきり言って汐見町、残っている建物はこの高野会館だけですよね。高野会館を残すために防潮堤をつくるのかというような、逆の考え方もできると思いますし、防潮堤をつくってもそれは高野会館と国道45号線を守ることしかできないんじゃないですかというような疑問もありますので、本当にあのあたり一帯の開発計画を練っていただきたいというような思いはございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 なかなか議会におりますと、質問することはあっても答えることがないので、非常に難しいところかなと思いましたが、丁寧にお答えいただきまして、まずはありがとうございます。

確かに技術的にどうだとか財政的にどうだという話になりますと、そもそもその確固たるものは誰も言えないわけで、なかなか難しいところだろうと。ただ、その請願者の願意はどうですかとお伺いした際には、紹介議員としてはぜひ協議をしながらでも、執行部、当局行政サイドとも協議をしつつ、今までずっとお願いはしてきたと、それでも聞いてもらえなかった

と、もっと歩み寄って誠意を示しながら工事を進めてほしいという思いが一番強いのかなとうふうに感じました。

1点目に関しましては、その鎮魂と防災の回廊という名称 자체も含めて、ぜひこれでなければいけないということでもないのでしょうし、ただあの辺一帯を高い視点から大きく見る必要があるよねというお考えなのかなというふうに解釈いたしました。

2点目のお話は大変重要なことかなと。日々町民に限らずいろんな方とお会いしている職業柄、倉橋委員が否定的なお話は聞いたことがないというお話は大変重要なことかなというふうに思いました。

もう一つ大事なのは、3点目の周辺工事、特に国道と防潮堤に囲まれた部分といいますか、海の間の部分ですね、あちらが、港橋は撤去することになりましたけれども、あそこにおいていく道路も不十分であって、まだそもそも開発がどういう計画なのかわからないと。なので、その工事を前に進めるきっかけという意味でもしっかり考えてほしいということのようございました。であるならば、やはりその3点目に関しては、あの範囲以外の部分を大きく手をつけるという話になってきますと、じゃあそれは本当に実現可能なのかという話にどうしてもなってしまうのかなと思いますので、今工事が進捗していないように見えるあちらの部分、県の工事なのか町の工事なのか判然としない部分もありますけれども、そこは前に進めていただきたい。ほかの部分を大きく手直しをするということを要求している内容ではないという考えなのかなと今お伺いした中では思いましたが、そこをちょっと、最後の3点目の部分だけもう一度確認させていただいて、私の聞きたいことは以上ですので、お答えいただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 3点目の部分について、この高野会館周辺の交通インフラ工事によってほかの復興工事が進行している部分に影響が出るのか出ないのか、思いとしては、それは出したくない、出てほしくない、そういう思いでおります。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。次、あれば。千葉委員。

○千葉伸孝委員 何点か、この請願を審議する前に1つの情報として請願者の方にお聞きしたいと思います。

今現在これまで、高野会館に観光客として迎えたこれまでの人数と、大体1年間で何人ぐらいの観光客をそこに語り部のバスで迎えているのか。その人数を教えてください。

あとは、今後あそこの道路に関して、今まで事故とかそういった事案があったのか、危険な

ことは発生していたのか。あと、あそこが周遊がうまくできた場合の、南三陸町における志津川の観光地としてあそこの貢献度はどれぐらいのものなのか、その辺。

あと最後に、今後あそこの場所が道路整備された場合に、それは語り部ということで、観光客の方を迎える場として高野会館が利用されるということだと思うんですけども、高野会館のあの場所を見てもらうのに、今後、1階、2階、3階、屋上までの整備というのは、このホテル側では考えているのか。

その辺、4件お聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 なんか執行部みたいになってますけれども。

語り部バスの利用者数、ここにも書いておりますが35万人以上ということですけれども、これ2011年の夏ぐらいから徐々に、最初は規模は小さかったですけれども徐々に始めてきてまして、ざっくりと年間約5万人以上の方に利用いただいているということになります。最初の年はそれなりに少なかったわけですけれども、近年その数字はふえてきているという現状がございます。それは口コミとか、我々の宣伝とか、観洋の宣伝とかそういった効果が出てきているというふうに思います。

事故が過去にあったかどうかですけれども、私の知る範囲では、例えば人身事故であるとか自動車の事故というのは聞いたことは今のところではありません。運転手はそれぞれ一応大型二種免許を持って安全を重視しながら運行に日々励んでくれていると思いますし、本当にゆっくりと動いてくれていますので、ホテル観洋に関する乗用車あるいはバスによる事故というの、私は過去に聞いたことはありません。

それと貢献度、この語り部活動がどれぐらい南三陸町に貢献しているかというところですけれども、私は実際外国人を担当していますけれども、外国人の数字でいいますと、この2018年ですが1,080人を超えたんですね。これが2年前の数字ですけれども、当時は370人ぐらいでした。ですから倍々というか、大体倍ぐらいの数字で毎年ふえてきているというところはあります。日本人については大体横ばい、横ばいプラスアルファしているかなというのが現状かなというふうに思います。これから外国人はどんどんふえていくと思います。これは日本政府も東京オリンピックへ向けて外国人の数をふやそうとしていますし、その影響が東北のほうにも来ていまして、南三陸町でもそういう傾向は見られていると思いますので、そういった部分での貢献度は上がってきていると思います。

あと、高野会館の屋上ですけれども、通常の語り部バスでは屋上というか高野会館の内部ま

ではご案内していません。高野会館の前でバスをとめて、バスの中からどういったことがあつたのか説明をしているのが通常のバスの運用の範囲内です。でも、特に団体さんとか、依頼があればあの中にご案内することはあります。その場合はヘルメット、マスクなどを装着していただいて、係の者がちゃんと随行して中のほうへご案内して、希望があれば屋上までご案内するという、依頼があれば対応しているというのが現状です。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 ご説明ありがとうございます。

とにかく今三陸道の延伸とか、観光客の減少が少しずつ見られてきます。そういった中で、高野会館の遺構としての意味というのはすごい重いものがあると思いますので、それを考えてもやっぱりそういったインフラ整備、これは町としても必要なかなと私は思います。

あと、インバウンドに向かって、国も県も声を高くして今多くの宣伝をしています。そういう中でも、観光客の増加が見られるということは、日本人が落ちついた人数の観光客から、これから外国人の観光客が少しではありますが少しずつ伸びてくるというのは、南三陸町を全国へアピールできる手段かなと思いますので、やっぱり語り部バス、そして高野会館を見てもらう、これは本当に重要性を私は感じます。

あとは、多くの人が助かり、今残っていて震災遺構という形で屋上まで上がるというのはもうあそこしかない、貴重な場所だと思います。そういうことから考えても、あそこに観光客が多く来たときの事故発生、その辺は今後私は危惧しています。道路が狭く、混んだときに誰が責任持つのかというときに、全部ホテル側でいいのかということも考えます。それは町の役目として、観光振興という面からもそういった方向で、私は町のほうにも観光客減少を防ぐ1つの意味でもその辺は必要だと思いますので、その辺をもう一度私も深く考えながら、この請願について議論していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。先ほどは勇み足過ぎて討論になってしまいまして、申しわけございません。

倉橋委員にお伺いします。

ただいまの答弁の中で、年間5万人ほどの観光客が来ているということは物すごく大きな意義を持つわけですけれども、先日、この港橋、現在は港橋を通っておりますけれども、この港橋が撤去になるということが議会で決まりました。そうした中、現在は工事がまだ始まっていま

せんけれども、あの港橋がなくなった場合、結局これからは今の工事に入っているところを使わざるを得ないんですけども、そういったことが、町からこういう工事があつて通られませんよということの通知があつたのかどうか。

それから、それが通れなくなるとどのように考えているのか。橋がなくなって、そのことによつて町から何か連絡があつて、対策をとらなきやならないんですけども、そういうことはどのようにお考えになつてあるのか、お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 まず、先ほど申しました年間5万人というのは、語り部バスに乗られるお客様の数で、観洋に宿泊されている数ではありませんので、その辺はちょっと明確にしておきたいと思います。

港橋が議会で撤去ということで可決されまして、その後当局のほうから、ホテル観洋は実際語り部バスを運行して日々港橋を通過していたわけですけれども、ホテル観洋のほうには、港橋は通行止めになつて今後はこちらの道路を通つてくださいよという、今工事が進行中の45号線から高野会館方面へおりていく道路に移行しますよという通知は来つたかと思います。ホテル観洋のほうには行つていたかと思います。この日をもつてこういうルートになりますという案内は来つたかと思います。

でも、以前も港橋1本だけで汐見町がつながつてゐたわけですけれども、現在も45号線から高野会館方面へ延びてゐる道路1本だけですで、何かトラブルがあつた際にはもう抜け道がないというのが現状だと思います。ですから、何かやっぱり避難道というか、もう一つ利用できる道路があるのが本来のあるべき姿だというふうに思います。

そんなことでよろしいでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 ありがとうございます。

それで、連絡が来つてると。そうした場合、その高野会館の周辺、あの辺郵便局さんとか、以前はいろんな商店の人たちがあつたわけですけれども、現在あの高野会館以外に換地として今後そういうところをお使いになるとか、そういう人、もっとほかに利用したいという人たちが、その辺いるのかどうか。もし聞いてる範囲でですけれども、結構まだ換地が残つてゐる、一部が残つてゐると思うんですけども、その人たちのことも考えなきやいけないのかなという思いがありますので、知つててる範囲でお答えください。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 高野会館周辺、まず高野会館の隣が郵便局の所有地だということは聞いています。それから、ほかにも個人で所有されている民有地が、数名の個人ということで聞いていますけれども、そのあたりちょっと法務局あたりに聞かないとわからない部分ではあるんですが、数名いらっしゃるようです。そのあたりは把握しています。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 数名ということなんですけれども、今後ももしその道路が、今工事とともに一緒に観光バスがおりていくような状況のようですけれども、今後その数名の人たちがその辺をお使いになるとか、そういう相乗効果もあるわけですけれども、そういうことは聞いていないでしょうか。換地を持っている人たちが、そこへ道路ができれば何か使うとか、そういうことはないでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 そういう話はちょっと伺っていません。その所有者の方のお名前も存じ上げていませんので、そこまで、ご意向のところまでは聞いていません。

○委員長（山内昇一君） ほかにございますか。星委員。

○星 喜美男委員 1点だけ伺います。

1つ確認したいのは、公共性という部分で、先ほど後藤伸太郎委員も話していましたが、他の人の声ということで、全ての声が残してほしいという声が多いということですが、残す残さないということではないと思うんです。定住人口増とか、貢献度が非常に高いということではありますが、それは私も認めますけれども、一番はこの冒頭から「当社所有の高野会館周辺」という走りで来ているんですけども、一民間企業に対して、その事業のためのいわゆる支援という形で町民の税金を使って行うのはどうかということで、全ての町民の代表であります倉橋議員という立場の中で、その辺をどう受けとめておられるのか、それを伺います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 この請願書の中で、「当社所有の」という文言がありますけれども、これは請願者のホテル觀洋が所有しているとわかりやすくするために書いたような意味合いでというふうに私は認識しています。

このインフラ工事、道路とかはどこでつくっても一応公共性が常に伴うもので、私有地につくる道路ではないと。この汐見町一帯、これから復旧をぜひどんどん進めてほしいんですが、高野会館というかこの阿部長商店、南三陸ホテル觀洋が所有されている土地はこの高野会館のあるところだけで、そこに至るアクセス道路、あるいは場合によっては水道であるとか電気で

あるとか、そういういたインフラ設備を今後つくるのであれば、それは全て公共性が伴うものであって、これはその土地を持っている人が役場、役所にお願いをすれば、やっぱりその役場、役所は設置を、インフラ工事を検討するのが行政として当たり前の姿であろうかと私は思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。菅原委員。

○菅原辰雄委員 私も倉橋紹介議員にお聞きします。

この文言でいきますと、高野会館への取りつけ道路が急カーブ、急な下り坂のためという文言があります。これは今の県道との交差点を下がっていく道路かと私は認識しますけれども、将来的にあそこのあの道路がずっと残ってそのままの形状で高野会館の進入とかに利用するということは、町としての話し合いの中でそういう結果論として、それを残してこう行くんだということありますか。その点をお聞きします。

あと、10台ぐらい大型バスが行ったときに転回とかってさまざまありますけれども、これは町との覚書というか取り交わしの中で、有償で町はこの土地は大丈夫だよという、そういう最初のほうの資料で配付してあったのを読んだと私は記憶しております。それと、先ほどに戻りますけれども、あの辺の復興事業が完成していないので、まだまだ道路でもなんでも延長しながら、延伸しながら、緩やかなカーブに、急な坂ももっと直すとかそういう可能性も多分あると思うんです。その辺を、倉橋紹介議員として、町として確認してこういう文言でここを出しているのか、お伺いしたいと思います。

それと、回遊についてでありますけれども、先ほど来、今の進入の仮の道路を使って、あとはよく言えば回遊するとすれば県道ですよね。あれから進入路を設けるとか、そういう前向きな要望であればかえって実現とかさまざまな面でいいのかなと、そういうふうに考えます。だから、現状だけで、これ確定した捉え方でいくとなかなか進まないので、お互いのためにやつていけばいいと思います。それとあわせて言いますれば、高野会館は、町では、そちらさんの意思で自由に、町で壊せとかなんとか今言っていないので、その辺を、今存続とかなんとかこういう意見があるというのは、これは本請願とはちょっとかけ離れているんじゃないかというそういう認識ですけれども、倉橋委員、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 まず、取りつけ道路ですけれども、ちょっとこの、以前皆さんにお渡ししていたかと思うんですが、ちょうど45号線から、今大体道路ができ上がっている部分があるんですけども、これじゃなくて、ここからまた延びるこの道路が将来できるであろうというんです

ね。（「そうそう」の声あり）この道路が、急カーブで急勾配で危ないという判断をしています。（「現時点」の声あり）現時点で。まだ現在にはありません。けれども、この図面が書かれていますけれども、この道路がちょっと怖いんじゃないかという心配をしています。（「いいですか、委員長」の声あり）

○委員長（山内昇一君）　はい。菅原委員。

○菅原辰雄委員　今も私が言った、あの45号線を県道と交差して下がる道路ありますよね。あれは残さないということなんですか。

○委員長（山内昇一君）　倉橋委員。

○倉橋誠司委員　いや、これは残りますね。

○委員長（山内昇一君）　菅原委員。

○菅原辰雄委員　それを利用じゃなくて……

○委員長（山内昇一君）　倉橋委員。

○倉橋誠司委員　これ、だから、鎮魂と防災の回廊と括弧書きでしていますけれども、本来であったら以前の請願書のとおりここトンネルをつくってつなげればいいかという、それがベストだと今でも思っていますけれども、それが無理であれば、何かこの道路を利用して防災対策庁舎、それから中橋を通ってさんさん商店街につながるようなルート、これで検討するのもありかなというのが私の考えです。

○委員長（山内昇一君）　菅原委員。

○菅原辰雄委員　私も今そういう意味で言ったんですけども。

○委員長（山内昇一君）　倉橋委員。

○倉橋誠司委員　あとは何でしたか。

○委員長（山内昇一君）　菅原委員。

○菅原辰雄委員　駐車場は。

○委員長（山内昇一君）　倉橋委員。

○倉橋誠司委員　駐車場については、町側は貸してもいいよということがありました。ちょうどその向かいのあたりの土地だと思いますけれども、このあたりを有償で貸すという方法もあるということですけれども、この今回出ている請願書では、その駐車場のことはちょっとそこまでうたっていなくて、10台ぐらいが進入できるということで、例えばこの図面でいいますと、ぐるっと高野会館を1周回れば車が流れていくということになりますので、そうであれば何らかの対応はできるのかなと。わざわざ駐車場を借りる必要もなくて、高野会館周辺でゆっくり

走りながら説明もできるんじゃないかなというような感触は、私は持っています。

そんなところでよろしいですか。

○委員長（山内昇一君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 今の倉橋委員のお話を聞きますと、まだ町と最終的な協議をやっていないので、その辺をあれして、そうすればわざわざ請願でこういうふうにしなくともまだよかつたのかなと、私はそんなふうに考えます。町としてまだしっかりと示していないんであれば、こういうふうな格好で、私どもはこういうふうにして震災遺構として残しますので、町としてこういう土地提供とか、有償になるか無償になるかそれはわからないけれども、そういうふうなことでお願いしますということで話し合いの道はまだまだ残っていると思うので、これだけで、済みませんけれども、請願で、あたかも町で何もしていないかのように、聞きようによつては町で高野会館残さない、壊せというようなとり方もできないわけじゃないんです。我々はその辺のやりとり、これまでの経緯を知っていますからいいんですけども、そういうことも踏まえて、再度紹介議員として、全体としていかがですか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 請願書の前に、町のほうと十分協議したらいいんじゃないかということですけれども、請願書の下の理由の、下から5行目あたりにも書いていますが、実はもう町へ既に要望書なんかを提出し、いろいろともう10回以上話は出していると。ところが、町のほうが具体的な策を提示してこないということで、請願者ははっきり言ってしびれを切らしていて、ちょっとこれ議会にお願いして請願書という形でもう出そうかという思いでこの請願書が出されています。ですから、町とは既にもう何度も交渉はしております。

この議会、この委員会が町との橋渡しみたいな役割になって、この議会、委員会を通じて町と具体策を探つていければという思いでこの請願書が提出されていますので、その辺の趣旨もご理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 先ほど聞き忘れたことがありましたので、もう一点お伺いいたします。

現在、高野会館にはかなりの語り部バスが来ているわけですけれども、これが将来的に公園エリアのそばにありますと、まだ公園エリアに入るか入らないかは決まらないんですけども、あのぐらいの建物がありますと、やはり防災庁舎と同じく見に行こうという思いの人たちが多いと思うんですよね。そうした場合、歩道が、今の現在の道路ですと歩道がない。この中には歩道ということも記されておりますけれども、仮に歩道がつかない場合、そのバスがずっと

と出るところを観光客の人たちが行ったり来たりするという危険性が出てくるわけですけれども、そういうことをどのように考えているか、今後。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 45号線、国道ですからそれなりに交通量も多いですし、45号線を例えれば歩行者が突っ切るというようなことになれば、事故のリスクは高くなるとは私も思います。ですから、ああいったところはやっぱり信号とかそういうのもしっかりと設置して、歩道も、できましたら志津川登米線も歩道をしっかりとつけて、築山、防災対策庁舎に至るところも歩いて行けるような歩道整備もできればお願ひすべきだというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 歩道もそうなんですけれども、横断歩道も必要かと思われるんですね。（「それは警察だ」の声あり）警察など。そういう点も危惧されますので、予防したほうがいいと思いますので、つけ加えさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 私も1点だけ、紹介議員に確認させていただきたいと思います。

回廊というかそういったことで、周遊という道路のことを請願なさっていますけれども、実はこの請願書にもあるように、以前は公園のエリア内として高野会館があったわけなんですけれども、そこでグランドデザインとしてその周辺を周遊して、観光なり、いろいろ住民の方が散策するなり、そういう趣旨での公園だったんですけども、それがこの請願書にあるように国の締めつけといったら変なんですけれども、いろいろな形で削減されて、その犠牲と言つてはおかしいんですけども、それで公園から外れたわけなんですが、そこで私がお伺いしたいのは、グランドデザインとして港橋初め観光客、住民の人たちがそのあたり一帯を周遊するという、そういうコンセプトだったんです。それが今回というかこの前の議会で、残念ながらというのも変な言い方なんですけれども、港橋の撤去が可決されました。

そこで、ここから伺いたいんですが、そういった状況の中で紹介議員は、今まで私が言ったようなことで、周遊をさせるようなグランドデザインだったんだけれども、今回このようになって、ではどういうふうにして周遊させるのか、そういうことを当局から、当局というか町のほうと確認したのかどうか。その点、1点お伺いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 何か復興推進課長みたいですけれども。

周遊回廊、周遊という言葉、はっきり言ってこれは、例えばネイチャーセンターもつくらな

いということになりましたし、港橋も撤去ということになりましたし、ちょっとその本来一番最初に書かれた漫画はこの港橋あたりもいろいろと開発されるであろうというような期待があったんですけども、それが現実にはこれはなし、あれもなしというような感じで、マイナス思考で動いてきているなというふうには思います。

私も一議員として、一般質問の中でもネイチャーセンターのことであるとか、この高野会館のこともそうですし、いろいろ交流人口の拡大のことなんかも通じて、やっぱりこういった観光に力を入れるべきであろうということで、切々と訴えてはおりますが、実際当局のほうではちょっとそれに私の満足のいくレベルまでいっていないというのが現状だと思います。

実際に、例えばその担当課の人とこの回廊周遊という概念に基づいて打ち合わせをしたのかということは、今のところはありません。ただ、商工観光課の課長なんかとも、いろいろと意見交換はしたことはあります。どういった方法で何かできないかというような話し合いはちょっと持ったことはありますけれども、そんなこともやっていますが、実際にはその周遊という考え方でやったことはないです。

でも、観光人口、交流人口をふやす意味合いも考えれば、例えばさんさん商店街に修学旅行生がお昼前に着いて食事をするんですけども、そこから大体自由時間というのが設けられるんですね。さんさん商店街でぐるっと回るだけしか、ちょっと今のところ楽しみというか南三陸町ですることがないのが現実で、さんさん商店街からちょっと足を延ばしてどこかに行くというのは、ぜひこれからも何か考えて、そういうコンテンツはつくっていくべきであろうと思います。

以上でよろしいですか。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体わかりました。今後そういった方向でも、町とちゃんと協議することが大切じゃないかと私は思っています。

そこで、ただいまのこの紹介議員の説明ですと、いろいろと聞くにたえないといいますか、どんどんはしごを外されていって現在に至っているという、そういうそこでの、もう十数回町へ要望して、今回請願ということなんですが、そこで再度お伺いしたいのは、私自身も先ほど同僚委員から、この建物の公共性はどうなんだという、そういうちょっと厳しいといいますか現実的な意見も出ましたけれども、私なんかとしましては、以前ですと、例えば小学校を例えると、再三議会でも言っているわけなんですけれども、犠牲者の出た大川小学校、そして1人も出なかった戸倉小学校。そういうことを例に出しながら、当町でもある貴重に高野会

館を残していただいた関係で、犠牲者がいっぱい出た防災庁舎、そしてその道路を隔てて1人も出なく、逆に多くの人の命を救った建物。そういう意味合いも兼ねて、私、震災から間もなく8年を迎えるに当たって、よくマスコミとかではいろんな意味合いで風化の防止云々が呼ばれていますけれども、風化の防止に対して、これ質問のつもりなんですが、一番大切なのは、アルメニアの博物館を建てた建築家の方が言っているように、これから10年20年たっても大切なのは場所の記憶だと思うんですよね。それを防災庁舎ですと、しっかり現在も一生懸命工事していますけれども、しっかりあたりを固めてひな壇をつくるような形で、以前の面影はなく、ただ単なる、それも数年前しっかり厚化粧するようにして、以前と面影も違うような防災庁舎が残っているわけなんですけれども、それに引きかえ、高野会館さんは、ある程度の、7年半たっても面影をとどめている。それは大変大切なことだと思います。

そこで紹介議員にお伺いしたいのは、やはり町への要望というか、今回はこういった請願をされるに当たっても、お互い一方的に、これまでの流れからすると思い思いで請願、答弁をなさってきたような感じなんですが、私が先ほど言ったようなことも踏まえて、お互い残したり道路を整備すると、町にとってもある程度のメリットというか、そういったワイン・ワインになるようなそういう形を提案というか考えながら請願、要望していく、そういったことも大切だと思いますので、そういう趣での要望というか折衝というか交渉が今まであったのかどうか。その点を確認させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 私も間に入る人間としまして、お互いがやっぱり話し合いの場を、頻度を持つてどんどんと積極的に取り組んでいっていただきたいなと思っています。

ホテル観洋側は10回以上町のほうに声はかけているんですが、町のほうがちょっとその反応がよろしくないというような感じでもありますので、町側のほうの構え方をもう少し改善していただければ、私も紹介議員、間に入る人間として話の展開がしやすいのかなというふうに思います。

ですから、今回この請願書を通じて、議会のほうから町のほうにこういった問題提起をしていきたいという思いでおります。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で質疑を終わらせていただきます。

ただいま局長の説明にもありましたように、本案については趣旨②の部分については、昨年

の第7回定例会において港橋撤去に係る工事請負契約の締結についての議案が上程され、原案可決の議決をしておりますことから、議会先例及び運営基準第138の規定により、みなし不採択の取り扱いとなります。

したがいまして、趣旨①の部分について審査を行います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱うことといたします。

それでは、討論に入ります。

まず、本請願の採択に対し、反対討論の発言を許します。ないですか。（「委員長、議事進行。ちょっとその前にもうちょっと調査を深めるかどうか皆さんに諮って。採択まで、採決まで行くんですか、いきなり」の声あり） そうですか。（「いいですか」の声あり） はい、いいです。

○議長（三浦清人君） 委員長がきょうの取り進め方について皆さんに諮ったんだよね。討論、採決までいくというような、最初。委員長、そうではなかつたですか。

○委員長（山内昇一君） そうですね。

○議長（三浦清人君） それで皆さん、何も言わなかつたからね。委員長はそれに従つて進めているだけであつて。

○星 喜美男委員 そうですか。いえ、では私の聞き落としです。取り消します。

○委員長（山内昇一君） それでは、次に、本請願の採択に対し、賛成討論の発言を許します。千葉委員。

○千葉伸孝委員 賛成の立場で討論いたします。

この間の商工会の懇談会の中で、観光客が年々減っていると、観光協会も含めて商工会のほうからそういう意見が出されました。このままでいくと、今後もますます観光客はどんどん減っていくと思います。そして、1つでも多くの観光地の場所として、やっぱりそういう場所を確保するのは、私は必要だと思います。そういう意味合いからも、この請願に対して賛成の立場でおります。

あと、さっき個人的なということがありました。やっぱり町としての財産が、高野会館がありますし、周辺の整備はあくまでも昔にあった道路の原形復旧にも近いことがありますので、できればこれは、今後とも議論があるんでしょうけれども、これは請願として採択すべきだと私は思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに討論はございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほども冒頭で申し上げましたけれども、やはりこのような17年にジャパン・ツーリズム・アワード大賞の栄誉を賜ったということがございます。それが観光について、この語り部がいかに大きな業務をしているかということのあらわれだと思うんですよね。前委員もおっしゃつたように、これから観光には、やはりこの祈念公園エリアというものはこの復興が終わったらには観光客を呼び込むのに大きな手立てだと思うんです。そうしたことから考えても、やはりその周辺を整備して、今後の大きな観光の目玉になるものと思いますので、整備してやるべきだと、賛成の立場から討論させていただきます。

皆さんの賛同をよろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） それでは、反対討論はございませんか。

なければ、賛成の討論はほかにございませんか。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に対する請願書を起立により採決いたします。

なお、本請願は、前段で申し上げましたようにみなし不採択の項目がございますことから、一部採択もしくは不採択のいずれかとなります。

本請願を一部採択することに、賛成の諸君の起立を願います。賛成です。

[賛成者起立]

○委員長（山内昇一君） 起立多数でございます。よって、請願7の1、高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書については一部採択すべきものと決しました。（「議事進行」の声あり）後藤委員。

○後藤伸太郎委員 今一部採択ということが決定しましたので提案させていただきたいんですけども、先ほど質疑といいますか紹介議員の倉橋委員とのやりとりの中でいろいろな意見が出ましたけれども、公共性の部分であるとか、それから周辺の道路工事または防潮堤工事、祈念公園の整備工事、これに対して悪影響があつてはいけないという部分の懸念がございました。紹介議員ご本人もそれは本意ではないと、むしろ進んでいない復興工事を前に進めるきっかけになればというお話がございましたので、採択するに当たって、委員会からの意見を付すべきかと思います。内容は、高野会館周辺以外の復興工事には影響が出ない範囲で請願の実現に向けて努力すべしという一文を委員会の意見として加えるべきかと思いますが、よろしくお取り

計らいいただくようにお願いいたします。

○委員長（山内昇一君）ほかにございませんか。

それでは、ただいまの委員会での意見は付すものとしてよろしいですか。

なければ、これをもって討論を終結し……（「委員長、これはやっぱりうまくないな」の声あり）後藤委員。

○後藤清喜委員 意見書をつけて採択としたほうがいいんじゃないかということで、今趣旨を話したわけだ。意見書をつける、それでよろしいですかと。こういうことをちゃんと諒ってください。

○委員長（山内昇一君）では皆さん、ただいまの意見に対して賛成ですか。よろしいですか。意見を付すということで。意見がないようですので、よろしいですか。今野委員。

○今野雄紀委員 ただ、今の意見を付すという提案で、復興工事に影響がないようにというそういう趣旨だったんですけれども、逆に捉えようによつては、復興工事だからできないという、そういうあれもとられる懸念が私はするんですけれども、その点いかがなものか。付すという提案を出された方に確認というか、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君）後藤委員。

○後藤伸太郎委員 恐らくそういう話も出るのかなと思いましたけれども、むしろ請願されていいるご本人たちが、この請願が採択されることによって、とにかくその復興工事が前に進めばいいんですけども、そうでないようなことまで請願の中に入つていて、その結果、例えば工事がおくれるとか余計にお金がかかるみたいな話になつた場合に、これは工事が進んでいない、または新しく道路をつくり直すことになって、今まで行われてきた工事が逆戻りするということが万が一起こる場合には、それは請願者に対して批判の声が向くことにもなりますし、先ほどお話の中でも特別委員会が橋渡しの役割をしてほしいというお言葉もありました。また、これまで町に対しては何回と、10回以上のお願いをしていると。それでも前へ進まないというからには、そこには何らかの理由があったというふうにしっかり考えるべきであつて、逆にその請願自体を全て際限なく採択しようということではなくて、それには一定の意見も付した上で検討してほしいというほうが、お互いの交渉が逆にスムーズになるのではないかと私は考えておりますので、意見を付すべきではないかというような提案をさせていただきました。

○委員長（山内昇一君）よろしいですか。（「議事進行でよろしいですか」の声あり）お願いします。

○議長（三浦清人君）今請願として、議会に対する請願じゃなくて、今請願書の趣旨で出てい

ますよね。執行するのは執行部なんですよ。こういう請願は議会で採択しましたよということだけなんですよ。あとは請願者と町がどのような話し合いになるのか、これはまた別問題であって、我々が今ここで決めなきやならないのは、この請願に対して採択か不採択かというだけでいいんじゃないでしょうかと私は思うんですね。

○委員長（山内昇一君） 全くそうですね。

○議長（三浦清人君） 何もその意見を付したからこういう問題が起きるんじゃないとか、それはまた別問題。採択か、不採択か。判断するのは執行部だから。それでよいかと思うので、それで進めてください。

○委員長（山内昇一君） はい、わかりました。それでは、いろいろ意見が出ましたが、当局の判断ということで、今回は採択・不採択の2案ということで皆さんにご協力をお願いします。（「もう終わったことだから」の声あり）その中で採択ということに決しました。（「委員長、休憩して整理」の声あり）ちょっとお待ちください。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

それでは、休憩しますか。暫時休憩いたします。

再開は35分でよろしいですか。30分ですか。では、30分といたします。お願ひします。

午前11時21分 休憩

午前11時34分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは、皆さんおそろいになりましたか。

それでは、再開いたします。

請願7の2、東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書についてを議題といたします。

当該請願書に対する説明を求めます。局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、請願7の2につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

お配りいたしました資料2ページ目をごらん願います。

本請願につきましても、請願7の1同様に、昨年の12月に開催されました第7回南三陸町議会定例会において東日本大震災対策特別委員会に付託されたものでございます。

それでは、請願者及び請願の趣旨の概要について読み上げます。

請願者につきましては、請願 7 の 1 と同様に株式会社阿部長商店南三陸ホテル観洋代表取締役副社長の阿部隆二郎氏。紹介議員は、倉橋誠司議員でございます。

趣旨の部分、前段と後段の部分を読み上げます。

さきの南三陸町議会東日本大震災対策特別委員会での、弊社所有の高野会館解体に関する佐藤町長の答弁及び当該建物のアスベスト調査時の立ち入り進入許可に関する佐藤環境対策課長の答弁が、参考人として招致された請願者の答弁と明らかに相違があった。

中略しまして、以上のようにから読み上げます。以上のように、町が請願者に高野会館のアスベストの説明や再三にわたり解体を進めたか否かの意見の食い違いと、アスベスト調査立ち入り許可の有無に関し、町と請願者との意見に相反する相違がある。佐藤町長は特別委員会において、遠藤前副町長と西城前建設課長を招いて話を聞きいただければと言っていた。また、請願者も特別委員会で遠藤前副町長と西城前建設課長、当時のアスベスト調査担当の環境対策課職員を特別委員会に参考人として招致いただきたいと申したので、遠藤前副町長と西城前建設課長、当時のアスベスト調査担当の環境対策課職員を特別委員会に招致し、事実を検証することを請願する。

理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上、請願 7 の 2 の説明とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

局長による説明が終了しましたが、補足したいことがあれば、紹介議員としての説明を求めます。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 2 番倉橋です。補足説明させていただきます。

この問題は、昨年行われました東日本大震災対策特別委員会の中で、町長・町側の言っている内容と今回請願を出されました請願者との間で全く意見がもう 180 度違うということで、請願者のほうは事実関係を確認したいという思いで出された請願書になります。

流れとしまして、昨年 3 月 6 日ですが、一般質問の中で及川幸子委員が高野会館のことについて質問をされています。その中で町長は、再三にわたってホテル観洋のほうには説明したというような答弁がありました。

その後、5 月 15 日の東日本大震災対策特別委員会の中で、また同じように繰り返して、ちゃんと説明はしていますよというような答弁が町長のほうからありました。

その後、6 月 1 日の特別委員会の中で、今度は請願者を参考人としてお招きして説明していただいた中で、そんな事実は全くありませんということで話がありました。

そのやりとりの中でも、5月15日、町長から、当時の遠藤副町長、それから西城前建設課長をお招きいただいた際に直接お話を聞かれるといいと思いますというような内容の発言がございました。それに対して請願者も、じゃあその方向でぜひお願ひしますということで要望されました。

ところがその後、特に動きもなく、何かうやむやになっている状況にあります。ですから、今回その辺、ちょっとこのアスベストに関して高野会館に許可なく立ち入っているということのようですので、これはやっぱり不法侵入という疑いがあると思いますし、行政としても手順が誤っているということで、場合によっては訴訟問題に発展しかねないところもありますので、事実関係はやっぱりしっかりと確認すべきだと思います。

以上で補足説明といたします。

○委員長（山内昇一君）　これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば伺っていただきます。
及川委員。

○及川幸子委員　1点お伺いいたします。

これを読みますと、大分これは言った言わないということが大きな問題に発展しそうな問題なんですけれども、去年の3月6日以降、こういうことによって被害をこうむったとか、それからこのことが外に流れで請願者の方にいろいろな悪影響というかそういうことが事実あったのか、その辺心配されるようなことがあったのかどうか。

それと、アスベストに関しては重大なことですよね。会館を視察に来る人、そういう人にも影響があるわけですけれども、そういう影響、どのくらいの来た人たち、空中のアスベストはないよということは議会で聞かされておりました。現在は中に入っていないというんですけれども、そういうマイナスなところが、これによってマイナスなところがどの程度あったのか、今後も心配されるのか。その辺をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君）　倉橋委員。

○倉橋誠司委員　まず、3月6日だったと思いますが一般質問の中で及川幸子委員が質問されたとき、その前にも実は2月の末だったんですが、こちら役場のほうで請願者と副町長が会っています。そのときにも、アスベストの話とかが出ていました。その内容が新聞報道に上がりまして、たしか三陸新報さんだったと思いますけれども、記事として「高野会館にアスベストがある」というような内容が出ました。それを見られた町民の方々とか、かなり衝撃は受けられたと思います。そういったところで、ちょっと心理的なマイナスの効果はあったと思います。

それと同時に、請願者のほうもアスベストの調査を行って、大気中に浮遊はしていない

ということで、結果が専門機関から示されています。

語り部活動を実際に運用している中で、これはたしか建設課長も言っていましたが、マスクをしていただくとか、そういう防護対策はしていただく必要があると言っていました。実際、現場ではヘルメット以外にあとマスクもして、中に入りたいという希望があった場合はそういう防護対策をしてご案内をすると。もちろん立会人も入れてご案内しているというようなことで対応はしています。

そういう新聞報道によるマイナス面は確かにあったと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 やはりこの情報が新聞に出るとなると、大きなマイナス要因だと思われますけれども、今後ここに語り部で入る場合、その空中にはない、だけれども一部天井なんかにはあるということなんですけれども、今後これを視察に来たときなどは、現在のような見せるというか見学させていくことにはいろいろな手法があると思うんです。中に入れなくても外で映像で中の部分を見せるとか、3Dで見せるとかっていうような、いろいろな方法があると思うんですけども、それによってこのアスベストがある・ないということが大きく影響するわけなんですけれども、これを今後調整というか召致した場合、参考人として召致した場合、これが收拾がつくとお考えなのかどうなのか。その辺わかっている範囲でよろしいですので、收拾というか、はっきりとその人たちを呼んだ場合どういう結果になるかということが、收拾がつくとお考えなのか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 ちょっと将来的なことだと思いますけれども、もちろんアスベストというのは好ましくない物質でもありますので、封じ込める必要はもちろんあると思います。奥深くにあると思います。実際、町のほうは建物に無断で入ったんですけども、その後無断でサンプルの採取もしたと。何かで壁の中のほうをほじくってサンプリングしているということで、かなり奥のほうにはアスベストは確かにあるようです。ですから、そういうものを封じ込めるような修繕なり改良工事というのはもちろんしていくべきだというふうには思います。

それなりの補修はもう既にやっているようですが、そういう中で、その後実際に高野会館の中にも時々依頼があればご案内していますし、それ以降は特にそういうマイナス面での話題というのは出てきていないということですので、一定の收拾は見られているのかなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） ほかに。千葉委員。

済みません、その前にちょっとお話しさせていただきます。質疑については、簡明にひとつよろしくご協力いただきます。

○千葉伸孝委員 では、簡明に伺います。

以前の特別委員会の中で、町長の答えに、遠藤前副町長、西城前建設課長、ぜひお呼びいただき聞いてもらいたいというような話をされていましたが、それに対してホテル側は、高野会館側はどんな行動をとったのか。また、参考人を呼ぶ場合には、特別委員会の中で呼ぶのか、それとも役場のほうにかけ合って呼んでもらうよう声をかけるのか。どういった方法をとるのか、それがわかつていたら教えてください。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 一連の流れの中で、結局前副町長、それから前建設課長の参考人招致ができていませんけれども、その後特にホテル観洋側としては動きはとっていません。唯一とった動きがこの請願書の提出です。

流れとしまして、やっぱりご本人、3名の方を要請しています。遠藤前副町長と、西城前建設課長と、それから3人目が当時のアスベスト調査担当の環境対策課職員の方という方がいらっしゃるんですけども、その3名を特別委員会に招致していただきたいという請願、お願いをしたくこの請願書が出されています。

その中で、やっぱり何か事情があるかと思います。例えば当時のアスベスト調査担当の環境対策課職員という方は、プロパーの方じゃなくて何か派遣の方だったようなことも聞いています。ちょっと遠隔地にいらっしゃるとか、何か諸事情があるんであれば、こういった方については何か報告書、あるいは公務員の方だったら一般的につくられるが復命書というものが、公務員の方、大体どこかへ外出したり誰かと折衝したときには復命書という報告書をつくるのが一般的に行われていますので、南三陸町でもそういった報告書が上がっているはずだと思います。そういう報告書の複写でもいいので、そういうのをお示しいただきながら、ちょっと事実関係を説明いただければと思います。（「委員長、議事進行。千葉委員の質問が参考人招致するために、町のほうで呼ぶんだべか、特別委員会のほうで呼ぶんだべかという内容の質問だと思うんで。これは特別委員会というか、議長のほうで文書を出すという形になりますから」の声あり）

○委員長（山内昇一君） ほかに。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 後藤2人いますので、伸太郎のほうです。

引き続き、お答えいただくのはすごい大変だなと思うんですけども、請願の趣旨 자체は大

変簡明で、参考人として特別委員会にお呼びしてお話を聞きましょうということです。請願書自体は何も不備なところはありませんので受理されますし、特別委員会に付託ということになったわけですけれども、採択・不採択に関していえば、採択されたらどうなるか、不採択となつたらどうなるかということはこれは当然考えなければいけないので、採択されるということになれば参考人としてお呼びするということだと思うんですね。一義的にはそれ以上でもそれ以下でもないと。呼んだ結果、何がどうなろうが知ったこっちゃないという話もあるんだと思うんですけども、それでは特別委員会としてはちょっと無責任だろうとは思いますので、一体その何をどう明らかにしたいのかという話は、ちょっとご説明というか詳しくお聞きせざるを得ないのかなと。

私が思っているのは、相反する主張があったと、それについて当時を詳しく知る方をお呼びして話を聞けば明らかになるんじゃないかというようなお話だと思うんですけども、じゃあまたその方が言っていることが本当に事実かどうかというのは誰がどう検証するのか、判断するのかということは、非常に難しいというか、私は事実上不可能ではないかなと思います。

我々は裁判官でも警察の捜査員でもありませんので、議会の特別委員会に来て証言をいただく、証言というとちょっと言葉が違いますね、当時の状況を説明していただくということ自体は可能かと思うんですが、それによって事実が明らかになる保証がないというか、明らかになつたねというところが、どうしても我々としてはその確証は得られないというふうに思いますので、そこを請願者ご本人または紹介議員の方はどうのようにお考えなのか。そこまでの検証は必要ないと、ただ呼んで話を聞きたいだけなんだということなのであれば、また別の方法もあるのではないかというふうに思いますので、ちょっとそこの部分を確認させていただきたいなと思います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 おっしゃることよくわかります。言った言わないの問題なんでしょうけれども、私もちょっと考えてはいたんですが、例えばこの特別委員会の席上で町長が言っていることがどうも正しくないというような感触を、この請願者の話を聞くと受けるわけです。議場でもやっぱり同じように、ちょっと町長あるいはその担当課長の言っている内容が全く180度違うですから、それを繰り返しているわけですね。

それを余りそういった言動とかそういったトラブルが連続すると、我々のこの特別委員会の品位といいますか重要性がなくなってしまって、軽々とした委員会になりはしないかというような心配があります。ですから、こういった委員会あるいは議場の重さをやっぱりもう一度再

認識していただくためにも、やっぱりこういった言った言わないの問題かもしれないですか
ども、明白にする、その姿勢だけでも見せていただければ、事実が本当はどっちなのかはわか
らないかも知れませんけれども、それに付随する報告書なんかもあるはずですので、そうい
った書類も提出していただきながら検証をするということでこの委員会の品格を高めていきた
い、そういう思いもあります。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おっしゃることはよくわかりますと言っていただいたその気持ちも、私のほ
うもおっしゃることはよくわかりますというお答えを返させていただきたいと思うんですけれ
ども、ただ、その請願を採択する、不採択するという話になったときには、やるだけやってみ
ようという気持ちも一方で大事かとも思いますけれども、結局平行線になった場合、もしくは
請願者の方にとって例えば不利であったり、いやいやあなたのはうが違いますよという結論に
なってしまった場合ということも、これは十二分に考えられるわけですね。果たしてそれを特
別委員会という場で検証することが、逆に議会、委員会として正しいやり方なのかということ
は、慎重に判断すべきかなと思います。

もう一つは、真実を明らかにするという言葉はすごくきれいですし、大切なことだなど、正
義感があるなというふうに思いますけれども、果たして明らかになった場合に、では行政措置
として、もしくは町の実情として、何がどう変わるのかと、もしくは何がどう変わらないのか
ということも考えなければいけない。要は参考人を招致してお話を聞いた結果、新たな事実で
あるとか新しい情報が出てきたと、もしくは出てこなかったといった場合に、果たして何がど
う変わるのか。1つ思うのは、例えば前に不採択となってしまった請願をもう一度審査し直す
ということはあり得ないと思いますので、そうなると一体何のために参考人をお呼びしてお話を
聞かなければいけないのかというところがちょっと不明瞭になってやしないだろうかという
ところを私は懸念しております。

ですので、ちょっと明確にお答えいただくことって非常に難しいかなと思うんですけれど
も、そういう懸念もあるよということは、この場でお伝えしておかなければいけないのかなと
思いましたので、お話をさせていただきました。見解がございましたら、お伺いしたいと思
います。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 おっしゃる内容はよくわかります。

私も悩ましい問題だと思いながら紹介議員をやっていますけれども、でもこの東日本大震災

対策特別委員会という場でそういったちょっと不明な点が残っちゃっているわけですから、この東日本大震災対策特別委員会の場でやっぱりこれを明らかにしたいという思いで紹介議員になっております。

事実関係ここで明らかになってどうなるのかということもあるわけですけれども、本来であれば、これは民事裁判であるとかあるいは刑事裁判とか、何かそういう裁判での方法というのもあるんでしょうけれども、この問題が発覚したのがこの東日本大震災対策特別委員会という場ですので、先ほども言いましたけれども、この場の品位を維持するためにも、この場で明らかにすべきだという思いでおります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。星委員。

○星 喜美男委員 この件については、確かに議会や委員会で発言をしていることは確かです。しかし、じやあそのことによって委員会や議会の調査や判断に何か影響があったのかというと、私は全然なかつただろうと、そのように捉えています。

その辺には、まず請願書には、高野会館を震災遺構として保存することというような請願書だったんですが、いろいろ参考人として請願者の話を聞いていると、実はそれは願意じゃなくて、本当の願意は要望書の部分であるという話になりますて、そういったことから、もう我々の調査においてはこのアスベストの件はもう消えたものだと私は思っておりまして、そういうことから何ら影響があったものだとは思っていません。

いわゆるさっきから言われております言った言わないの話でありまして、それをこの議会が何の権限を持ってどのように裁こうとしているのか、ちょっとそれは難しいだろうと思いますが、その辺どのようにお考えですか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 どのようにここで取り扱うか、先ほども言いましたけれども、この東日本大震災対策特別委員会という場でこういった問題が出ているわけで、私もちょっと腑に落ちない部分がありますので、この紹介議員として、この言った言わないの問題でしようけれども、これはやっぱり明白にすべきだという私の思いで請願書に判断をついております。

○委員長（山内昇一君） 星委員。

○星 喜美男委員 先ほど後藤伸太郎委員の発言でも、倉橋委員も申しておりましたように、やはりこれはしっかり当事者間で話し合いをしてもらって、それで納得いかないんでしたら、やはりしかるべきところに訴えを起こしてこれは明確にするべきだらうと私は思いますが、どのように思いますか。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 ご指摘、例えばしっかりととしたところ、裁判所とかそういうところになろうかと思いますけれども、私は、先ほども言いましたけれどもこの場で、東日本大震災対策特別委員会の中で出てきたトラブルでもありますので、この委員会の品位を維持するためにも、この委員会の中で白黒はっきりさせるべきだという思いでおります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で質疑を終わります。

それでは、討論に入ります。

まず、本請願の採択に対し、反対討論の発言を許します。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 私、かねてから反対・賛成を明言する場合には討論にて意見を申し上げるべきではないかと、議員の1つの矜持として持っておりますので、申し上げさせていただきます。

議会先例とか議員必携等に照らし合わせて考えてみると、請願については明確に採択すべきもの、不採択とすべきものにルールがあるわけではございませんが、願意が妥当であるか、それから実現の可能性があるか、それから町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかということを基本的な考え方、判断基準として考えてみてはどうかというような言葉がございます。

先ほど一義的にと申し上げましたけれども、委員会として参考人招致をしてほしいという願意でございますので、それが可能かどうか、または議会の権限事項であるかどうかということに関しては全く当てはまっていると、全くというのはおかしいですね、しっかりと当てはまっているとは思うのですが、その後、二次的なその先の展開を考えた場合には、願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、そして3点目の町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかという点が疑問視されるものかと思います。

ですので、私はこの請願は不採択とすべきものではないかなというふうに考えます。

○委員長（山内昇一君） 次に、本請願の採択に対し、賛成の討論をお願いします。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。賛成の立場から。

やはりこういう特別委員会といえども、議会の下にある委員会ですので、重く受けとめるべきだと思います。議事録に残ります、委員会としても。だから、軽はずみなことを言っては困る。大きく言えば議会軽視にもなるような大きな問題だと思います。

ですから、これはやはり呼んで、招致して話を聞くということを、この請願は招致をして聞

いてくださいということですので、そのようにやればいいんではなかろうかなという。どっちからもお話を聞くという。そして判断はおのの委員さん方の判断になろうかと思いますので、まずは招致して話を聞くということは大事なことだと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 次に、反対討論はございませんか。

それでは、賛成討論の方、おりませんか。（「なし」の声あり）

ほかに討論はございませんね。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願7の2、東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書を起立により採決いたします。

本請願を採択することに、賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（山内昇一君） お待ちください、今確認します。

起立少数ですね。よって、請願7の2、東日本大震災対策特別委員会参考人招致に関する請願書については不採択とすべきものと決しました。

特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。

以上で、本日予定しておりました協議事項については全て終了したので、会議を閉じたいと思いますが、そのほか委員から発言があれば伺います。千葉委員。

○千葉伸孝委員 千葉です。

今河川堤防を初め防潮堤工事で、県の工事にミスが発生したことがあります。この問題に関しても、東日本大震災対策特別委員会の中で今後議論し、そして県の説明を聞く必要があると思いますので、この辺委員の皆様にはこれについても議論をしていただければなと思っています。よろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） それでは、皆さんにお諮りします。

星委員、何がありますか。いいですか。それでは、このことは次回の調査項目にしたいと思いますが、よろしいですか。星委員。

○星 喜美男委員 その件は私も報道等で知っている限りですけれども、直ちに県がその間違いを認めて説明会をいざれするということで、もちろんそれを修正といいますかをするということになっておりまして、果たして今呼んでそれを調査するというのはいかがなものかという感じがしますが。もう終わった、（「もう終わってるの」の声あり）説明会終わっていますか。そ

のような状況で、もうそれは直すということではつきりしている部分ですから、果たして今から調査というのも必要かということで、それは皆さんに諮っていただきたい。

○委員長（山内昇一君） それでは、そのほかございませんか、このことについて。高橋委員。

○高橋兼次委員 最初の今の提案、もう一回詳しく説明いただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 济みません、では千葉委員、ちょっと詳しくお願いします。

○千葉伸孝委員 報道なんかでも載っていましたが、ラムサール条約の干潟を県の工事のほうでそこに土砂を埋めてしまったと。そして河川堤防の工事というのが、セットバックでもって10メートルぐらい後ろのほうに移るはずだったのが移らない状況の中で工事を県のほうが進めてしまったと。こういう内容、そして問題、こういった事件です。

○委員長（山内昇一君） おわかりになりましたか。高橋委員。

○高橋兼次委員 今詳しく流れを聞きましたけれども、それは県のほうで気づいて、おわびを入れて、そして設計を前に戻してそれで対応するということの説明がもう終わっているはずだから、それ以上何をあれするのかなという疑問がありますけれども。

ただ、それに類する全般的なラムサールに関連するものを調査するというのであればまた別ですけれども、その固執した部分については、それは意味がないような気がするんですけども。皆さん、どうでしょうか。

○委員長（山内昇一君） ほかに。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

その現場が一時的に動きました。工事するための土砂か何か、そこには入れたものと推定しましたけれども、その入れたものを撤去して、そして次の工事が始まるんだろうと思うんですけれども、そこの確認だけお願いいいたします。（「誰がするの、確認は」の声あり）確認を、誰かわかっている人。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 私が聞いた話だと、土砂は撤去してもとどおりにするというふうに聞いています。

○委員長（山内昇一君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうであれば。

○委員長（山内昇一君） ほかに、よろしいですか。星委員。

○星 喜美男委員 次回の委員会ということですので、その部分も多少遠くから見られるのかなという感じがしますので。先日懇談会で出てきました、サケの遡上にも影響している河川の工

事のおくれというものはどうなんだと、懇談会で言っていましたので、それを現地調査する形の中で、多少のもし県側から説明がもらえるなら、それを今調査ではどんなものかと思いますが。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。この件については、皆さんどうですか。

河川堤防の調査を……（「そこは、いいですか」の声あり） 高橋委員。

○高橋兼次委員 そのやりとりは、この間何か委員長と、お互い特別委員長同士で話があったんじゃないですか。だから、委員長のほうから提案すべきではないですか。

○委員長（山内昇一君） いやいや、そうではないです。皆さんのいわゆる質疑の中で、次の調査事項を決めていただきたいと思いますので、改めてひとつ皆さんにご提案をいただきたいと思います。（「そうではなく、商工会の懇談会のときには、特別委員会で調査しますということを言ったんですよ」の声あり） 立ってからお願ひします。起立して。挙手をして。どうぞ。佐藤委員。

○佐藤正明委員 委員長さん、申しわけないんですけども、先日の商工会の懇談会のときに、県工事がおくれてサケの放流にある程度影響が出ていると、そういうやつは東日本大震災対策特別委員会で調査しますということを私は聞いていたんですが、それについて、今星委員さんが言うように、そのときに防潮堤の位置ですか、防潮堤ですね、セットバック10メートル分、そのときやはりさっと見た形でいいんではないかなと。ただし、県工事の護岸のほうですか、その進捗の関係はやはり言った以上は調査しなきゃないんじゃないかなと、そのように思います。

○委員長（山内昇一君） それでは、いろいろご意見が出ましたが、河川堤防を調査する中で防潮堤の工事の進捗を見るといったような形の調査でよろしいですか。（「はい」の声あり） ありがとうございます。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

ほかにないようありますので、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後0時17分 閉会